

事務連絡
令和7年12月4日

山形市内介護サービス事業所等 御中

山形市福祉推進部長寿支援課長

令和7年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の二次協議について（案内）

平素より、介護保険制度及び山形市高齢者保健福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

高齢者施設の防災・減災対策の推進を図るため、厚生労働省の補助事業である「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」について、令和7年度の協議案内がありましたのでお知らせいたします。交付金活用の希望がある場合には、下記についてご確認のうえ、事前にご相談ください。

国の協議案内から協議書類の提出期限まで短期間での手続となっております。本市への資料の提出期限に間に合わない場合には受付することができません。短期間での作業となり大変申し訳ございませんが、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、今回の協議ではなく、今後、二次協議等が実施される場合には、再度お知らせいたしますので、交付金の活用を検討される場合には、適時対応できるよう資料等ご確認ください。

記

【令和7年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の協議について】

※事業を実施する施設において、協議前に抵当権の設定がされている場合は、原則対象外となります。抵当権の設定について確認してください。

※令和6年4月1日より義務化される業務継続計画（BCP）及び既に義務化されている非常災害対策計画を策定している施設が対象です。策定していない施設がある場合には、協議書類の提出まで（12/26）に策定してください。

※交付金の活用を希望する場合には、事業内容等を検討の上、12月16日（火）まで、事前にご相談ください。

1 対象事業 別添1 補助対象整理表に記載されている事業

- ①スプリンクラー設備等の整備
- ②認知症高齢者グループホーム等の防災に係る改修（耐震化・大規模修繕等）
- ③非常用自家発電設備・給水設備の整備

※ポータブル（可搬）型の非常用自家発電機の購入事業は補助対象外です。

- ④水害対策に伴う改修

- ⑤ブロック塀等の改修、換気設備設置のための改修

※専門業者による安全点検により問題があったブロック塀が対象です。

※換気設備設置は、感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十分な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことができる換気設備を設置するものが対象です。

- ⑥社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

- ⑦定員30人以上の特別養護老人ホーム等が実施する国土強靭化対策と一体的に行う大規模修繕

2 対象事業所 別添1 補助対象整理表に記載されている種別の事業所

参考1 概要資料に記載されている国土強靭化対策と一体的に行う大規模修繕

① 今回の協議において、国土強靭化対策分（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）の協議を行い採択されたもの

② 本協議実施時点において、本交付金の国土強靭化対策分に係る交付決定を受け、防災減災等都道府県事業整備計画に基づき事業を実施しているもの。

③ 平成30年2月1日以降に実施された国土強靭化対策であって、本協議実施時点において、すでに整備が完了しているもの又は令和8年3月31日までに事業完了が見込まれるものであること（全額事業主負担によるものを含む。）。

3 補助概要 別添1 補助対象整理表に記載されている内容

参考1 定員30人以上の特別養護老人ホーム等が実施する大規模修繕等

【以下4～7は事前相談を行った場合のみ】

※事前相談のうえ、補助要件等に合致し、交付金活用のため国と協議する場合には、以下の提出書類をご準備いただき、長寿支援課まで提出して下さい。

4 提出書類 ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ 見積書（複数必要なため、2者以上の業者からの見積書を提出）

※一定の金額以上の建築工事は、電気工事等を分離発注する必要があります。

ウ 事業を実施する施設の業務継続計画（BCP）及び非常災害対策計画

エ 事業を実施する施設の抵当権の設定の有無について確認できる書類（登記簿の写し等）

オ 別添2 防災・減災等事業整備計画書（該当する事業の欄へ入力）

カ 別添3 整備計画一覧表（該当する事業のシートへ入力）

キ 別添4 補助対象面積確認シート（スプリンクラー設備・複合型施設の場合）

5 提出部数 ア・イ 紙媒体 3部

ウ・エ 紙媒体 1部または電子媒体どちらでも可

オ・カ・キ 電子媒体（キは該当する場合のみ）

6 提出方法 紙媒体は長寿支援課窓口まで持参してください。

電子媒体は、長寿支援課（choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp）あてに提出

7 提出期限 **12月26日（金）17:00【厳守】**

8 留意事項 ※協議書類を提出しても、厚生労働省で補助対象事業として採択されない（交付金を活用できない）場合があります。

※交付金を活用して整備を行う場合、分離発注、一般競争入札等により業者を選定する等、市の事務取扱に準拠し、契約手続きを行う必要があります。

【参考資料：民間社会福祉施設等の建設工事契約の適正化に関する事務取扱】

9 提出書類様式及び参考資料

(提出書類様式)

別添2 防災・減災等事業整備計画書

別添3 整備計画一覧表

別添4 補助対象面積確認シート

(参考資料)

別添1 補助対象整理表

参考1 概要資料

参考2 防災改修等支援事業の取扱いについて

参考3 高齢者施設等の水害対策強化事業

参考4 高齢者福祉施設等のブロック塀の安全点検について

参考5 避難確保計画について

参考6 (山形市作成) 民間社会福祉施設等の建設工事契約の適正化に関する事務取扱

【担当】山形市福祉推進部長寿支援課 計画推進係 稲村

TEL : 641-1212 (内線 653) E-mail : choju@city.yamagata-yamagata.lg.jp